

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県営林特別会計補正予算（第4号）

令和4年度長崎県営林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,485千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 146,498	千円 Δ2,000	千円 144,498
	2 国庫補助金	143,000	Δ2,000	141,000
2 財産収入		112,504	13,515	126,019
	1 財産運用収入	16	6	22
	2 財産売却収入	112,488	13,509	125,997
6 県債		32,000	Δ32,000	0
	1 県債	32,000	Δ32,000	0
歳入合計		404,357	Δ20,485	383,872

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 404,357	千円 Δ20,485	千円 383,872
	1 林 業 費	243,350	Δ20,485	222,865
歳 出	合 計	404,357	Δ20,485	383,872

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 32,000	普通貸借 (借入先) (株) 日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和4年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 0				
計	32,000				0				